

大規模土地利用行為の届出に対する意見（助言・指導）

【分譲戸建住宅の開発】

課かゝい名	助言指導
市民自治推進課	地域自治会及び近隣住民に対して、工事についての情報の周知を積極的に行ってください。また、開発予定地がどの自治会の区域となるか、事前に近隣の自治会との協議を行ってください。入居者の皆様には対象自治会をお伝えするとともに、地域活動への積極的な参加に御協力いただきますようお願いいたします。
防災対策課	今回の工区周辺については、以下のような浸水が想定されております。下記を踏まえ、関係者に周知をお願いします。 【津波】神奈川県が平成27年3月に公表した津波浸水想定「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」において、0.01m以上2.0m未満の浸水が想定されています。 【洪水・土砂災害】本市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」において、1.0m以上3.0m未満の浸水が想定されています。また、想定される浸水継続時間（氾濫してから浸水深が0.5m以下になるまでの時間）は1日以上3日未満の想定となっております。 【高潮】本市の「高潮ハザードマップ」において、0.5m以上1.0m未満の浸水が想定されています。
安全対策課	工事車両の入出庫については十分に注意し、周辺の交通安全対策を講じてください。
拠点整備課	地区施設の緑道について、当課で実施する松尾川雨水幹線上部の緑道と調和の取れた整備となるよう当課と協議してください。 また、近隣説明に際しては、理解を得られるよう真摯に取り組んでください。
保育課	1 入居者増加に伴う保育ニーズの増加に対応するため、事業計画区域内に保育施設の設置を検討してください。 2 保育施設の定員規模については市と協議してください。
環境政策課	1 工事車両の待機時等のアイドリングストップを徹底するとともにエコドライブについても徹底してください。 2 本市は、令和3年4月に気候非常事態宣言を表明し、住民や事業者、団体と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組むこととしています。分譲戸建住宅の開発に際し、高断熱性能や省エネ設備が導入された環境性能の高いZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や太陽光発電設備が搭載された住宅など、省エネや創エネが推進された住宅設計により脱炭素社会の実現にも貢献していただくよう、検討をお願いいたします。
環境保全課	1 開発行為により土砂運搬車両の走行による騒音、振動、粉じん等の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程等を周知してください。 2 開発行為で濁水が発生する場合は、河川を汚濁させないよう、適切に処理し排水してください。 3 造成工事で搬入された土砂等から、周辺地域に地下水汚染を引き起こすことがないよう確実な施工管理を行ってください。

	4 アスファルト舗装等の駐車場整備工事においては、騒音、振動、粉じん、悪臭等の苦情、その他の公害を発生させないよう十分配慮し、周辺住民に工事の日程を周知してください 5 地下水の出水の可能性のある土地の掘削工事を計画する場合は、止水性が高く、周辺地盤、地下水へ与える影響の少ない工法を選定してください。また、掘削工事の際は、周辺の地盤、地下水位等を監視し、確実な施工管理を行ってください。 6 屋外照明が周辺環境へ影響を及ぼし、周辺住民、農作物などに光害の被害が生じないように、「光害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、照明器具の選定、設置については十分配慮してください。
都市政策課	茅ヶ崎市地域公共交通計画の事業２－５「シェアサイクルポートの拡充」に基づき、敷地内にシェアサイクルポート設置の検討をお願いします。
景観みどり課	1 良好な景観の形成を進めるために、景観まちづくりアドバイザー協議と景観まちづくり審議会への報告等について、当課と協議してください。 2 新たに植栽する場合は、生物多様性に配慮し、当市が公表している「茅ヶ崎市における推奨樹種（参考）」をはじめとする在来種を中心とした茅ヶ崎らしいみどりの創出に努めてください。
建設総務課	1 本申請地内の道路敷（市道２７１２号線及び２７２５号線）、並びに本申請地内に隣接する北側道路敷（市道２３７４号線）、南側道路敷（市道２３７６号線）、西側道路敷（０２０１号線）については、境界確定済となっております。 2 道路敷の境界確定図と現地が合わない場合及び市の境界標がない場合は、境界確定図に基づき申請者において復元を行ってください。 3 道路の舗装等で公共基準点を撤去する必要がある場合は、撤去前に基準点移転許可申請書を提出し許可後に舗装を行ってください。なお、撤去した基準点については当課と協議し再設置してください。
道路管理課	公道の通行にあたり、公道を損傷または汚損した場合には、原因者で清掃、原形復旧を実施してください。
学務課	1 当該地付近の道路は通学路に指定されていますので、児童生徒の登下校時の安全対策を図ってください。 2 安全確保のため、工事期間等が決まりましたら、当該学区の柳島小学校及び中島中学校に加え、当該地が学区境に隣接していることから、西浜小学校、西浜中学校にも事業内容を直接説明してください。